

令和8年度長崎港コンクリート舗装工事

仕 様 書

令和8年7月
国土交通省九州地方整備局
長崎港湾・空港整備事務所

1. 工事概要

本工事は、長崎港の舗装工を施工するものである。

2. 施工場所

長崎港神ノ島地区

3. 工期

契約締結日から令和8年9月25日までとする。

なお、工期は、土曜日、日曜日、祝休日、夏期休暇を休日として設定している。

4. 管理用基準

基準面：長崎港松が枝検潮所基準面上(+)1.37mを零位とする。

基準点：当局職員の指示による。

5. 工事内容

工種名称	規格・形状寸法	単位	数量	摘要
岸壁(-12m) 舗装工 コンクリート舗装	18-8-40、t10cm	m2	584	

6. 工事仕様

6-1 舗装工

コンクリートは、JIS A 5308に規定するレディーミクストコンクリートとし、品質は、下表を標準とする。なお、この最大水セメント比を満足しない場合などは、所要の品質を満足する製品を当局職員の承諾を得て使用することが出来る。

コンクリートの種類	呼び強度	スランプ	粗骨材の最大寸法	セメントの種類	最大水セメント比	その他指定事項
普通	18N/mm ²	8cm	40mm	N又はB.A、B.B、M、FA	65%	—

6-2 検査

コンクリート舗装の許容範囲は、下記による。

厚さ	:	(+)規定しない、(-)1cm
幅	:	(+)規定しない、(-)2.5cm
延長	:	(+)規定しない、(-)0cm
平坦性	:	3mm以下

7. その他

7-1 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は当局職員と協議するものとする。

7-2 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 本契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
- (4) 本契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。